

カードローン当座貸越契約規定

SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社(以下、「保証会社」という。)保証にもとづき、株式会社大東銀行(以下、「銀行」という。)と、銀行WEBサイト上に入力し、銀行と合意した内容で当座貸越取引を契約した者(以下、「借主」という。)が、銀行と行う当座貸越取引(以下、「この取引」という。)は、この規定に定めるところによります。

第1条(契約の成立)

1. 本契約は、借主が銀行に申し込み、銀行が審査を行い、承諾したときに成立します。ただし、当座貸越契約前において、次のいずれかの事由が発生した場合、銀行は当座貸越を行わないものとし、さらに本契約を解約することができます。
 - (1) 本契約第10条に定める期限の利益喪失事由が発生したとき
 - (2) 本契約における借主の銀行に対する権利が譲渡若しくは差押えられたとき
 - (3) その他当座貸越を実行できない事由があると判断したとき

第2条(取引方法)

1. この取引は、小切手、手形の振出あるいは引受は行わないものとします。
2. カードローン契約者は、別に定める場合を除き、ローンカードを利用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
3. ローンカード、現金自動支払機および現金自動預入支払機(以下、「現金自動支払機等」という。)の取扱いについては、別に定める「ローンカード規定」によります。

第3条(契約期間)

1. 借主が本契約にもとづき当座貸越をうけられる期間は、契約成立の月から3年後の応等月の末日までとします。ただし、期間満了日の前営業日までに銀行から別段の意思表示がない場合には、この期間はさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項にかかわらず、期間満了日に借主が72歳以上に達している場合は期間の延長はしないものとします。
3. 銀行からの意思表示、もしくは期間満了日に借主が72歳以上に達していることにより、期間の延長をしない場合は次のとおりとします。
 - (1) 貸越元利金は期間満了後も契約に従い返済します。
 - (2) 貸越元利金がある場合は、一括弁済します。
 - (3) 貸越元利金がない場合は、期限の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。

第4条(貸越限度額)

1. 貸越限度額は申込書に記載した貸越限度額とします。なお、銀行がこの限度額を超えて当座貸越を行った場合も、この契約の各条項が適用されるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるとき、銀行または保証会社の審査により、銀行または保証会社が相当と認めた場合は、銀行からの通知のみにより極度額を増額または減額すること(貸越極度額を0にすることを含みます。)または貸越を中止することができるものとします。なお、極度額が減額された場合には減額後の極度額を超える貸越金を、貸越が中止された場合には貸越元利金全額を銀行から請求がありしだい直ち

に支払います。

第 5 条 (利息・損害金)

1. 貸越金に対する利息(保証会社への保証料を含む)は付利単位を100円とし、毎月銀行所定の日
に銀行の定める利率(保証会社への保証料率を含む)および計算方法により算出し、貸越元金に
組み入れるものとします。
2. 貸越金の利率は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は前項の利率を一般
に行われる程度のもに變更することができるものとします。また、銀行所定の基準により一
般に適用される貸越金の利率により優遇した利率を適用した場合は、いつでもその優遇した利
率を變更または適用の中止をすることができるものとします。
3. 第 1 項の組み入れにより貸越限度額を超える場合には、銀行から請求がありしだい直ちに貸越
限度額を超える額を支払います。銀行に対する債権を履行しなかった場合には、支払わなけれ
ばならない金額に対して14.5%の割合による損害金を支払います。
4. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、銀行は利率および損害金の割合を一般に
行われる程度のもに變更できるものとします。

第 6 条 (定例返済)

1. 本契約にもとづく返済は、毎月5日(休日の場合は翌営業日)に前日の貸越残高に応じて次の金
額を返済します。ただし、契約期間満了日に貸越残高がある場合には、全額一括返済します。

| 前営業日の貸越残高 | 定例返済額 |
|----------------|--------|
| 1万円未満 | 当座貸越残高 |
| 1万円以上～50万円以下 | 1万円 |
| 50万円超～100万円以下 | 2万円 |
| 100万円超～200万円以下 | 3万円 |
| 200万円超～300万円以下 | 4万円 |
| 300万円超～400万円以下 | 5万円 |
| 400万円超～500万円以下 | 6万円 |

2. 貸越残高が定例返済額に満たない場合はその全額を定例返済額とします。

第 7 条 (定例返済の自動引落とし)

1. 前条による当座貸越金の返済にあたっては、普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書によら
ず、指定口座から引落としのうえ返済にあてるものとします。また、万一預入れが遅延した場合に
は、預入れ後いつでも銀行は同様の処理ができるものとします。
2. 指定口座の残高が定例返済金に満たない場合は、その全額について期限に返済がないものとさ
れても異議を述べないものとします。
3. 損害金の支払いについても第 1 項に準じて取り扱うものとします。
4. 指定口座から引落とす際に、他にも支払呈示された小切手・手形その指定口座から支払いをなす
べきものがあるときは、その支払いを本条第 1 項による引落としのいずれかを先にするかは銀行
の任意とします。

第 8 条 (任意返済)

第 6 条による定例返済のほか、いつでも任意の金額を返済できるものとします。なお、この返

済を行った場合においても第6条の定例返済は通常通り行うものとします。

第9条（諸費用の自動引落としおよび当座貸越契約切替の場合の自動支払）

1. 本契約の締結に際し、借主が負担すべき印紙代等の費用は銀行所定の日に通普通預金・総合口座通帳および同払戻請求書によらず、指定口座から引落としのうえその支払いにあてるものとします。
2. 他のカードローン契約を本契約へ切替することにより、他カードローン契約による貸越元利金を本契約による貸越元金へ債務更改する場合には、銀行所定の日に通カードローン口座から同払戻請求書によらず、引き落としのうえ、支払いにあてることができるものとします。

第10条（期限の利益の喪失）

1. 借主について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、借主は銀行からの通知・警告等がなくともこの契約による債権について当然期限の利益を失い、直ちに貸越元利金全額を支払うものとします。
 - (1) 第6条に定める返済を遅延し、翌々月の返済日に至るも返済しなかったとき
 - (2) 保証会社からの保証の取消・解除の申出があったとき
 - (3) 支払の停止または破産・民事再生手続き開始の申立があったとき
 - (4) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (5) 借主の預金、その他銀行に対する債権について仮差押・保全差押または差押の命令・通知が發送されたとき
 - (6) 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき
2. 借主について次の各場合には銀行からの請求によってこの契約による債務の期限の利益を失い、直ちに貸越元利金を全額支払うものとします。
 - (1) 借主が銀行に対する債務のひとつでも期限内に履行しなかったとき
 - (2) 借主が銀行との取引約定のひとつでも違反したとき
 - (3) この取引に関し、借主が銀行に対する虚偽の資料提供または申告をしたとき
 - (4) 前各号のほか、銀行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が認めたときは、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前 2 項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合であっても、借主は銀行に対して何らの請求もできないものとします。又、銀行に損害が生じたときには、借主又は連帯保証人はその損害賠償責任を負うものとします。

第 12 条 (解約後)

1. 第 10 条 1 項各号の事由があるとき若しくは第 10 条 2 項の請求がなされたときは、銀行はいつでも貸越を中止し、本契約を解約することができるものとします。
2. 借主はいつでも本契約を解約できるものとします。この場合、借主は銀行所定の方法により銀行に通知するものとします。
3. 前 2 項により本契約が解除された場合、借主は直ちに貸越元利金を返済するものとします。

第 13 条 (差引計算)

1. 本契約による銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債権と借主の預金・定期積金・その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず銀行はいつでも相殺することができるものとします。
2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し借主に代わり諸預け金等の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。
3. 前 2 項によって差引計算をする場合、債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、利率・料率は銀行の定めによるものとします。

第 14 条 (相殺)

1. 弁済期にある借主の預金・定期積金・その他の債権とこの契約による債務とを借主は相殺することができるものとします。
2. 前項により借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金・定期積金・その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第 1 項により借主が相殺した場合における債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を銀行の計算実行の日までとし、利率・料率は銀行の定めによるものとします。

第 15 条 (充当の指定)

1. 弁済または第 13 条による差引計算の場合、借主の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足らないときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができ、借主はその充当に対

して異議を述べないものとします。

2. 第14条により借主が相殺する場合、借主の銀行に対するすべての債権を消滅させるに足りないときには、借主の指定する順序により充当することができるものとします。
3. 借主が前項による指定をしなかったときは、銀行が認める順序・方法により充当することができ、借主はその充当に対しては異議を述べないものとします。
4. 第2項の指定により債務保全上支障が生ずるおそれがあるときは、銀行は遅延なく異議を述べたうえで、担保・保証の有無・軽重・処分の難易・弁済期の長短などを考慮して銀行の指定する順序・方法により充当することができるものとします。
5. 前2項によって銀行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したのものとして銀行はその順序・方法を指定することができるものとします。

第16条（危険負担・免責条事項）

1. 借主が銀行に差し入れた証書等が事変・災害等やむをえない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、借主は銀行から請求があれば直ちに代りの証書等を差し入れるものとします。
2. 銀行に提供した書類に押捺された印影を借主の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引したときは、書類・印鑑等について偽造・変造・盗用等があっても、そのために生じた損害については借主が負担するものとします。
3. 借主に対する権利の行使・保全に要した費用は借主が負担するものとします。

第17条（届出事項）

1. 借主は、氏名・住所・印章・電話番号・職業・その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行へ届出するものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行に最終に届出のあった氏名・住所あてに銀行からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には通常到達すべき時に到達したものとします。

第18条（報告および調査）

1. 借主は、財産・債務・経営・業況・収入、この取引による貸越金の使途等について、銀行から請求があったときは直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、財産・債権・経営・収入等について重大な変化を生じたとき、または、生じるおそれあるときは銀行からの請求がなくても直ちに報告するものとします。

第19条（契約の変更）

この契約の内容を変更する場合（ただし、第5条第4項により利率・料率に変更される場合を除く）、銀行は変更内容および変更日を通知するものとします。借主は、変更日以降は変更後の契約内容に従い、この取引を行うものとします。

第20条（合意管轄）

この取引に関して訴訟が生じた場合には、銀行の本店または各支店を管轄する裁判所を管轄裁判所にすることに合意します。